

中高年世代活躍応援プロジェクト山口県協議会事業実施計画

1 事業計画の基本的事項

(1) 事業計画を策定する趣旨

いわゆる就職氷河期世代に対し、政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年6月21日閣議決定)において「就職氷河期支援プログラム」を策定し、当該世代の安定就労の実現に向け、3年間の集中的な支援に取り組む方針が打ち出された。さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和4年6月7日閣議決定)において、令和4年度までの3年間の集中取組期間を「第一ステージ」、令和5年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる旨の方針が定められた。

この方針に向けた施策の具体化を図るため、都道府県ごとに関係機関・団体等を構成員とした「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」を設置し、「市町村プラットフォーム」と連携し、各地域での支援対象者の就労・社会参加の実現に向け、就職氷河期世代の積極採用や正社員化等の気運の醸成や支援策の周知等、地域における取組を推進することとした。山口県においても行政や訓練等関係機関、労使を含めた官民協働の「やまぐち就職氷河期活躍支援プラットフォーム」(以下「やまぐち氷河期 PF」という。)を設置し、就職氷河期世代の積極採用や正社員化の取組を推進していくための事業計画を策定し、企業説明会や各種セミナー、職場体験・実習を開催してきた。

今般「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和6年6月21日閣議決定。以下「骨太の方針 2024」という。)において、「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことを踏まえ、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代(以下「中高年世代」という。)へと対象を広げ、引き続き官民一体となった中高年世代の雇用支援、正社員化等安定就労に向けた支援に取り組むこととする。

上記の方針に伴い、やまぐち氷河期 PF は「中高年世代活躍応援プロジェクト山口県協議会」(以下「中高年山口県協議会」という。)と名称を改め、「中高年世代活躍応援プロジェクト山口県協議会設置要領」第4項(3)に基づき、「中高年世代活躍応援プロジェクト山口県協議会事業実施計画」(以下「事業計画」という。)を策定する。

(2) 支援対象者

概ね 35 歳～59 歳の者のうち、以下の3類型に該当する者を支援対象者とする。

①不安定な就労状態にある方

正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など

③社会参加に向けた支援を必要とする方

ひきこもり状態にある方、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方

(3)事業計画の実施期間

本事業計画の実施期間は、令和7年8月1日から令和8年3月31日とする。

2 中高年山口県協議会の構成員に関する事項

「中高年世代活躍応援プロジェクト山口県協議会設置要領」第2項及び第3項のとおりとする。

3 これまでの取組及び今後の支援の方向性

総務省の「就業構造基本統計調査(2017年)」を基にした推計によると、山口県内における中高年世代の支援対象者は、①不安定な就労状態にある方が 10,900 人、②長期にわたり無業の状態にある方が 5,492 人とされる。(③社会参加に向けた支援を必要とする方については、支援対象者個人ごとに抱える事情や状態が異なり、必ずしもただちに就労に向かうことが本人にとって望ましいとは限らず、就労支援の対象として数量的にとらえることにそもそもなじまないことから推計対象としていない。)

やまぐち氷河期 PF では、令和2年度から6年度までの5年間、「やまぐち就職氷河期世代活躍支援プラン」(令和5年8月改訂)において、①不安定な就労状態にある方については、「正規雇用者数を 4,000 人増加させる」こと、②長期にわたり無業の状態にある方については、「地域サポートステーションを中心に関係機関と連携した職業的自立支援につなげる」こと、③社会参加に向けた支援を必要とする方については、「市町に居場所の整備、対象者の状態に合わせた支援を行うための多様な取組を推進し、社会とのより太いつながりをつくる」こと、そして、全支援対象者について、「就職氷河期世代の活躍を支援する機運の醸成を図る」ことを目標に設定し、各種取組を行ってきた。一連の取組により、全市町において就職氷河期世代支援のためのプラットフォーム(以下「氷河期市町 PF」という。)が設置され、ハローワークの紹介による正社員就職件数は、5年間で 5,424 件(5年間の目標達成率は 144.8%)となるなど、一定の成果を上げている。

今般、「骨太の方針 2024」において、支援の対象を中高年世代へと広げられたことから、これまでの就職氷河期世代の方々への支援を実施する中で得られた知見も活用しながら、中高年

世代の個々人の状況に応じた支援メニューを積極的に届けていかなければならない。

支援対象者は、働くことや社会参加に関する課題、生活の基盤を置く地域の実情などが多様であると同時に、明確に類型化できない場合も想定され、その状態も時とともに変化していくものである。したがって、当事者やその家族の置かれている状況やニーズをしっかりと受け止めるという姿勢を社会全体に浸透させるよう取り組んでいくことが不可欠であり、関係機関が連携して、多様で複合的な課題やニーズに対応する必要がある。

これらを踏まえ、中高年山口県協議会では、対象世代を中高年世代へと拡大した上で、引き続き就労や処遇の改善、社会参加を促す中で、必要な人に必要な支援が届く体制を構築するよう他の関係機関と連携しながら取り組んでいくこととする。

資料出所：総務省「就業構造基本統計調査（2017 年）」

JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」

※1：「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており、「現職の雇用形態について理由」について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者。

※2：「長期にわたり無業の状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していず、配偶者なしで家事を行っていない者。主な支援機関となる地域若者サポートステーションの対象年齢（35～49 歳）の人数を抽出。JILPT が特別集計したデータを利用。

4 事業計画における取組に係る目標

（1）不安定な就労状態にある方

①ハローワーク利用者（※1）の正社員就職件数：1,131件

②公的職業訓練受講者（※2）の訓練修了後3ヶ月以内の就職率：73.1%

③キャリアアップ助成金活用による正社員転換数（※3）：179件

④山口しごとセンター利用者（※4）の正社員就職者数：167人

※1：35 歳以上 59 歳以下の方で、安定した就労経験が少なく、現在、無業または正社員以外での在職中で、正社員での就職を希望している方

※2：訓練受講者のうち、受講開始時点において 35 歳以上 59 歳以下の方

※3：正社員コースの対象者で転換日時点において 35 歳以上 59 歳以下の方

※4：利用者のうち、35 歳以上 59 歳以下の方

（2）長期にわたり無業の状態にある方

①地域若者サポートステーションによる相談件数（※1）：1,959件

②地域若者サポートステーション登録者（※1）の就職等率（※2）：72.9%

※1：利用者のうち、35 歳以上の方

※2：就職等とは、「雇用保険被保険者資格を取得し得る就職」、「雇用保険被保険者資格が取得できな

い就職だが、資格を取得し得る就職に向けてサポステの支援が継続される就職」及び「公的職業訓練の受講」を指す。

(3) 社会参加に向けた支援を必要とする方

①ひきこもりの方等の相談窓口の明確化・周知を全市町に拡大する。

②重層的支援体制整備事業(※)の実施市町を拡大する。

※: 地域住民の複雑化、複合化したニーズに対応するため、市町において、各分野の支援機関が協働し、内容を問わない相談の受け止めや課題の解きほぐし、アウトリーチを含む継続的な伴走等による支援をはじめ、地域から孤立してしまっている住民に対する個々の課題に応じた社会参加への支援、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備等に取り組む事業。

③就労体験や認定就労訓練事業(※)による就労機会の増大を図る。

※: 自立相談支援機関(生活困窮者自立支援法に基づき、自治体やその委託事業者が運営)のあっせんに応じて、民間事業所等が就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業。利用者は、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態(非雇用型)と雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態(雇用型)のいずれかで就労を行う。

(4) 全支援対象者

氷河期市町 PF の中高年世代協議会(※)への移行を全ての市町で実施する。

※: 協議会の名称に関わらず、中高年世代の就労等を支援する目的がある協議会を含む。

5 事業計画における具体的取組

(1) 「不安定な就労状態にある方」

① 相談体制の充実・伴走支援

●ハローワーク宇部に「キャリアアップ応援コーナー(中高年世代専門窓口)」を設置し、専門担当者で構成するチームによる個別支援によるマッチングの促進及び職場定着を図る。(山口労働局)

●専用窓口を設置しないハローワーク相談窓口にて、相談者が中高年世代対象者であるか判断を行い、対象者に関しては助成金をはじめとする積極的な支援に対応できる体制を組み、多様なニーズにあわせた就職支援を行う。(山口労働局)

●山口しごとセンターにおいて、専任のキャリアカウンセラーによるキャリアカウンセリングから就職支援サイト等による情報提供、就職後のフォローアップまでのサービスを提供する。(山口県)

② 職業訓練の実施・強化、スキルアップ支援

●離職者、求職者、在職者それぞれのニーズに対応し、安定就労に有効な職業能力等の習得を目指す公的職業訓練(ハロートレーニング)の実施等によるスキルアップや新

たなキャリアへの挑戦を支援する。

- 訓練コース等の設定にあたっては、正社員就職に資する内容とするよう配慮する。
- 訓練受講後の早期就職に向けて、ハローワークと訓練実施機関が連携して支援を行う。(山口労働局、山口県、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構)

③就職、正社員への転換支援

- 支援対象者に対するマッチングイベント(企業の説明会、就職面接会、職場体験、職場見学、セミナー等)を開催(後援・共催を含む)する。(山口労働局、山口県、中国経済産業局)
- 特定求職者雇用開発助成金(中高年世代安定雇用実現コース)、キャリアアップ助成金等の企業支援策周知に努め、その活用による中高年世代の正社員就職及び正社員転換を促進する。(山口労働局)
- 中高年世代を対象とした求人募集、正社員化を含む処遇改善、職場定着支援など受入体制整備、マッチングイベント等への取組について、業界団体や企業等へ要請する。(山口労働局、山口県)

また、取組に必要な施策の提案を行う。(山口県経営者協会、山口経済同友会、山口県商工会議所連合会、山口県商工会連合会、山口県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会山口県連合会)

- 中高年世代を対象とした正社員化を含む処遇改善等に係る働きかけを行う。(日本労働組合総連合会山口県連合会)

(2)「長期にわたり無業の状態にある方」

①相談体制の充実

- ハローワークとサポステの連携により、就職に向けた相談体制を整備する。
- 福祉関係機関等への出張相談において支援対象者を把握するとともに、支援対象者個々人の状況に対応したきめ細かな職業的自立支援につなげる。(山口労働局、山口県)

②就労に向けた支援

- 支援対象者に対するカウンセリングや職場体験、各種セミナーの開催等により、職業意識やコミュニケーション能力の向上を図る。(山口労働局、山口県)
- 長期にわたり無業の状態にある方に係る就職等支援など、受入体制整備(職場体験・実習等の機会確保を含む)等への取組について、業界団体や企業等へ要請を行う。(山口労働局、山口県)
- 長期にわたり無業の状態にある方に係る就職等支援など、企業における受入体制整備(職場体験・実習等の機会確保を含む)等の取組を推進する。また、それらの取組に必要な施策を中高年山口県協議会に提案する。(山口県経営者協会、山口経済同友会、山口県商工会議所連合会、山口県商工会連合会、山口県中小企業団体中央会)

- 働き方改革やワーク・ライフ・バランスの普及啓発等を通じ、多様な働き方の推進を図る。(山口労働局、山口県)

(3) 社会参加に向けた支援を必要とする方

- 県内各市町の窓口や関係機関に対する専門的なアドバイスを行うとともに、ひきこもり状態にある方やその家族への取組を支援する。(山口県)
- 県内各市町における重層的支援体制の整備を促進するため、市町や関係機関職員への研修会開催等の後方支援を行う。(山口県)
- 生活困窮者自立支援法に基づき、市町が行う生活困窮者に対する就労・生活支援及び自立に向けたプラン作成を支援する。(山口県)
- 生活困窮者の就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制を整備するため、市町や関係機関職員への研修会開催等の後方支援を行う。(山口県)

(4) 全支援対象者

- 県内各市町に対し、既存の氷河期市町 PF の支援対象者を 59 歳以下の方までに広げ、支援が継続されるよう働きかける。(山口県・山口労働局)

6 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金の事業の実施

本事業計画に関連する取組として、社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金を活用し、下表に掲げる事業を実施する。

山口県における社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金活用事業一覧

事業名	事業担当課
山口しごとセンター管理運営事業	労働政策課
地域若者サポートステーション機能強化事業	労働政策課
女性デジタル人材育成事業	産業人材課
県外キャリア人材確保応援事業	産業人材課

7 事業計画の推進体制・進捗管理の方法

事業計画の推進体制・進捗管理については、山口労働局職業安定部訓練課を主担当、山口県産業労働部労働政策課を副担当として、実施する。